

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

株式会社アウトソーシングテクノロジー

1. マージン率

事業所名称	マージン率	事業所名称	マージン率
東京支店	45.6%	東京デザイン&ディベロップメントスクエア	43.7%
横浜支店	43.9%	神戸支店	48.8%
名古屋支店	46.2%	つくば支店	45.5%
宇都宮支店	50.6%	千葉営業所	44.4%
大宮支店	45.3%	静岡支店	48.9%
札幌支店	43.4%	豊田支店	49.1%
大阪支店	46.9%	四日市支店	56.1%
仙台支店	44.9%	金沢支店	52.8%
福岡支店	47.3%	山形工場	46.0%
厚木支店	48.2%	新大阪オフィス	40.6%
浜松支店	50.5%	山形営業所	48.0%
刈谷支店	51.8%	姫路営業所	45.1%
京都支店	48.5%	第2東京デザイン&ディベロップメントスクエア	31.9%
熊本支店	50.1%	ソリューションサービス事業本部	44.1%
広島支店	48.3%	松本支店	43.3%
高崎支店	46.5%	北九州営業所 ※ 2	46.9%
立川支店	49.4%	松山営業所 ※ 2	46.9%
サンシン電機事業所	44.8%	新潟営業所 ※ 2	46.9%

※1 2019年1月1日～2019年12月31日で算出しております

※2 取引実績がないため、全社の平均値を記載しております

◆ マージン率は、次の計算式に基づいて算出しております

$$\text{マージン率} = \frac{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額} - \text{対象事業年度期間中の労働者派遣賃金の平均額}}{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額}}$$

2. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

協定労働者の範囲：全ての派遣労働者

協定書の有効期間終期：2022年3月31日